二　認定を受けた動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた場合、変更の認定を受けた場合、変更の届出をした場合又は認定の更新を受けた場合にあっては、当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名
四　変更の認定を受けた場合にあっては、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るものに係る種名
五　変更の届出をした場合にあっては、当該変更の内容
六　認定を受けた年月日及び認定の有効期間の満了の日

（変更の認定の申請）

第四十一条　法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　変更の認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二　変更の認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた年月日
四　変更しようとする事項及びその内容
五　変更しようとする年月日
六　変更の理由

2　前項の申請書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3　第三十九条第二項の規定は、法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（新規）

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第四十二条　法第四十八条の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第四十八条の四第二項第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更（変更に係る認定希少種保全動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名又は当該種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的を新たに追加する場合を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更（当該変更後も当該動植物園等が同条第一項第二号又は第三号の基準に適合することが明らかであると認められる場合に限る。）とする。

（新規）

（変更の届出）

第四十三条　法第四十八条の五第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二　届出に係る動植物園等の名称及び所在地
三　認定を受けた年月日
四　変更した事項及びその内容
五　変更の年月日
六　変更の理由

2　前項の届出書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されたものを添付しなければならない。

（新規）